

諮 問 第 2 号
平成 29 年(2017 年)10 月 23 日

宇部市営住宅審議会会長 様

宇部市長 久保田 后子

市営住宅の入居手続の変更について、宇部市営住宅審議会規則第 2 条の規定により、下記について貴会の意見を聞きます。

記

1 入居の手続の変更について

変更事項	変更前	変更後
保証人のあり方	・市内に居住し、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人 2 人	・入居者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人

2 実施時期

平成 30 年 1 月から